

第 3 回

厚生小委員会会議録

平成 1 5 年 1 0 月 3 0 日 (木)

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

第 3 回 厚生小委員会

日 時 平成 1 5 年 1 0 月 3 0 日 (木) 午後 2 時 0 0 分

会 場 尾西市役所 2 階大会議室

出席委員 (7 名)

委員長	浅田 清喜	尾西市議会議員	副委員長	吉田 勇吉	一宮市議会議員
委員	日比野友治	木曾川町議会議員	委員	栃倉 勲	一宮市学識経験者
"	青木 隆子	尾西市学識経験者	"	不破 孝彦	木曾川町学識経験者
"	松村真早美	木曾川町学識経験者			

欠席委員 (2 名)

委員	友定 良枝	一宮市学識経験者	委員	橋本 照夫	尾西市学識経験者
----	-------	----------	----	-------	----------

議事日程

1 . 開会

2 . 議題

(1) 協議事項

協議厚生第 2 号 生活保護事業について

(2) 提案事項

協議厚生第 8 号 高齢者福祉事業 (その 2) について

協議厚生第 9 号 児童福祉事業について

協議厚生第 1 0 号 保育事業について

3 . その他

・厚生小委員会の日程について

4 . 閉会

森 輝義事務局長

お待たせをいたしました。定刻になりましたので、ただいまから「第 3 回一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会 厚生小委員会」を開催いたします。

本日の会議に当たりまして、3号委員の友定委員、橋本委員から欠席のご連絡をいただいているところでございます。

従いまして本日の出席状況は、委員総数 9 名のうちご出席が 7 名となっており、小委員会規程第 6 条第 2 項の規定により、開催要件を満たしておりますことをご報告申し上げます。

それでは浅田委員長さん、よろしく願いいたします。

浅田 清喜委員長

第 3 回厚生小委員会にお出かけいただきまして恐縮でございます。先回は商工会館、今回は尾西の大会議室で戸惑われたと思いますが、大変場所柄狭いところで申し訳ありませんが、ただいまから始めさせていただきます。

それでは、本日の議事に入ります前に、先回の協議の中で数点宿題となっております事項があるかと思しますので、事務局の方からご報告をいただきます。どうぞ。

伊神 正文事務局課長

失礼いたします。

まず生活保護事業で、生活保護の方に入浴券を配布している事業につきまして、対象者は何人だかとご質問がございました。平成 14 年度実績で、62 人の生活保護の方に対して 3,684 枚入浴券を交付させていただきました。その結果ご利用いただいたのは 53 名で、2,923 回の利用であったということで、ご報告させていただきます。

次に、保健衛生事業で尾西市の生活習慣病総合健診廃止のことについて、多々ご意見を頂戴いたしました。これは前回配付させていただきました保健衛生事業の 3 ページのところをご覧いただきながらご説明したいと思しますので、こちらの方をよろしく願い申し上げます。

浅田 清喜委員長

しばらくお待ちください。

先回の資料の何ページでしょうか。

伊神 正文事務局課長

先回の資料の 23 - 9 の保健衛生事業の 3 ページでございます。

吉田 勇吉副委員長

すみません、ちょっと待ってください。

私、今資料袋の中に入っていると思っていたら、ちょっと前回の資料がありませんので。

浅田 清喜委員長

ちょっと暫時休憩をさせていただきます。

午後 2 時 5 分 休憩

午後 2 時 6 分 再開

浅田 清喜委員長

では、休憩前に戻しまして会議を開きます。

伊神 正文事務局課長

それでは、失礼いたします。

3 ページの 4 の基本健康診査の尾西市の 3 の欄でございまして、生活習慣病総合健診でございまして。これを廃止させていただくということでご提案申し上げたところ、多々ご意見を頂戴いたしました。

これに関しましては、14年度実績で649名の方が受診なさっております。実はこの総合健診というのは、国民健康保険事業とそれから尾西市の一般会計と両方からお金が出ている事業でございまして。649名分のうち350名は国民健康保険事業の会計の方から出ているということでございまして、残りの300名分が尾西市のいわゆる一般会計で手当をしているということでございまして。

この国民健康保険事業の会計からのこの総合健診というのは、実は一宮市も木曾川町もやっております。これはまだ国民健康保険の調整項目をお出ししていないものですから、まだ皆様方のお目に触れてはおりませんが、これは今後も2市1町で続けていくということで多分調整方針がなされておるということでございまして。

そうしますと、尾西市の例で言えば649名のうち350名が国民健康保険の総合健診、人間ドックをやっていたら、残りの300名はどうなんだという話になってまいります。これについては、それぞれお勤めの方であれば政府管掌の健康保険組合、あるいはそれぞれ会社で独自の、大きな会社ですと健康保険組合持っておりますので、そちらの方で人間ドックの検査の門戸を開いているといったことでございまして。

例えばこの政府管掌の健康保険でいきますと、35歳以上の加入者本人と40歳以上のその配偶者が、5,880円の負担をもってこの人間ドックが受けられるということでございまして、今後は国民健康保険以外の社会保険の加入者については、それぞれ所属の社会保険の中での人間ドックでの対応をお願いしたいということで、ご報告させていただきたいと思っております。

委員長さんの方から費用的な面はどうだというご質問もありました。これを一般会計分に限定させていただきますと、1人当たり人間ドックにかかる費用といたしまして2万8,350円かかっております。ご負担いただくのは5,670円ですので、2割負担ということになってまいります。その後の8割を尾西市の一般会計で負担しているわけでございまして、その金額が平成14年度で680万余でございまして。

その生活習慣病総合健診の下にございまして4の健康度評価事業ということでございまして、これは言ってみればワンセットのようなものでございまして。内容の欄で、「基本健康診査受診者に対し」と書いてございまして、これは申し訳ありません。間違いでございまして、上の生活習慣病総合健診の受診者に対してということでございまして。ですから、3

の生活習慣病総合健診がなくなればこちらの方も同時に廃止ということですので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、乳幼児健康診査の事後指導の件でございます。

これも同じ資料の7ページになります。7ページの尾西の欄の5番の健康診査後事後指導、あるいは木曾川町の乳幼児発達相談の欄をご覧いただきたいと存じます。

お手元の方に、開始前に配付させていただきました資料がございますので、それを見ながらご説明したいと思います。

このフロー図を見ていただきますと、上段のフローが今までの尾西市、木曾川町の現状であります。下の方が新市となっておりますが、実はこの新市イコール現の一宮市ということでもあります。尾西市、木曾川町においては要観察児の健康診査というのは、医師、内科医、小児科医の診察と保健師の相談ということでやっていました。要観察となれば、また戻っていただいて診断を受ける。あるいは、専門医の紹介状を書かせていただいて、そちらの方で受けていただくといった流れでございました。

現一宮市あるいは新市の方の対応といたしまして、保健師の個別面接は今までどおりやらせていただくということでございまして、じゃ上との違いは何だということですが、真ん中の保健師の個別面接といったところに、内科医あるいは小児科医の先生がいないということございまして、お母さん方の不安といいますか、そういったことには保健師が親身になって相談申し上げるといったことで対応してまいりたいというふうに考えております。

下の方に、乳幼児健診の場でただ紹介状を手渡すのではなく、健診の最後に個別に面接して医療機関受診を説明申し上げます。受診について不安のあるお母さんは、また育児相談で対応したり、再度乳幼児健診で診察を受けられるといった体制をとって、お母さん方の不安をなくしたいといった対応を考えておりますので、よろしく申し上げます。

続きまして、社会福祉協議会も自治体の合併と同時に合併協議をしているはずだが、その進捗度合いを知らせてほしいというご意見がございました。実は11月4日に第1回の協議会が設けられるということで情報を掴んでおります。次の会議にご報告できるかどうかはわかりませんが、随時社会福祉協議会の協議の進捗度合いに合わせ情報を入手し、皆様方にご提供を申し上げたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

私からは以上でございます。

浅田 清喜委員長

ただいま事務局より先回の協議事項について追加説明がございました。ご意見、ご質問等がございましたらどうぞ。

入浴券につきましては存続をするということですから、これはこの前副委員長の方からご提案がございましたことは、皆さん異存はございませんね。

生活習慣病につきましては、大体ご説明を聞いておりますとずっとやっていくと。ただ、社会保険にかかってみえる人だけは、もう社会保険の方でおやりをいただきたいというこ

とのようでございますが、このことにつきましてはご意見がございますでしょうか。

青木 隆子委員

今の説明でよくわかりました。それで、ここでできないいろいろな検査などが、一般の医療機関でできるようになるというか、これにかわる健診ということが出来るわけですね。

伊神 正文事務局課長

私が前回この生活習慣病の総合健診のところで、例えばがん検診等が尾西市の場合集団検診から個別検診になったことによって、よりきめ細かな診察ができる。3ページの基本健康診査もございまして、これも同時に個人病院で診査してもらえることによって、総合的にこの生活習慣病、総合健診と同等の検査ができるというようなニュアンスのことを申し上げました。そこを再度調査いたしますと、やはり同等ではございません。総合健診の方がきめ細かいといえますか、細部まで検査されます。

ただ、例えば基本健康診査とがん検診の両方あわせた場合に、生活習慣病の総合健診と何が違うかといえは、聴力の検査がなかったり、あるいは梅毒、血清、肺活量の検査がなかったり、腹部エコーがなかったりしますので、生活習慣病の検査と比べてどうだと言われれば、生活習慣病の総合健診の方がそれは総合的な検査ができるということは言えるかと思えます。遜色ないとまでは言いませんけれどもそれなりの健診はできるということでございますが、どうだと言われれば、生活習慣病の総合健診や人間ドックの方が、それは細かいところまで検査ができるということでもあります。

あとは先ほどの私の説明がつたなかったかもしれませんが、国民健康保険加入者については今までどおりこの検査はできるのですけども、社会保険の加入者については、それぞれの加入してみえる社会保険の方で健診を受けていただくというのが今後の私どもの考え方ということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

浅田 清喜委員長

これはそれだけ一般会計から原則出すというような、社会保険は社会保険なりに役目を果たしてもらおうという説明だったと思っておりますので、このことにつきましては今日おまとめをいただくとは思っておりませんので、ご意見がなければ次回までに保健衛生、高齢者福祉事業、健康づくり事業につきましては、お考えをおまとめいただきたい。前回活発にご議論いただきましたので、このことにつきましてはどうでしょうか。次回までに最終のお考えをおまとめいただくということで決定させていただきましてもご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

浅田 清喜委員長

ありがとうございました。

ほかにご質疑もないようでございますので、次回再度……。

(「乳幼児の方、観察児の方」と呼ぶ者あり)

浅田 清喜委員長

乳幼児はこの間、問題になっていましたか。そうですね、どうぞ。

松村 真早美委員

新市の方で、要観察児がもう一度乳幼児健診と再診となっておりますが、その時点でもう一度医師の診査はきちんとあるということでもいいのでしょうか。

浅田 清喜委員長

どうぞ。

伊神 正文事務局課長

前回お配りさせていただいた資料の7ページでございますが、要観察のところでは乳幼児健診で再診ということがございますから、この6ページの8の乳幼児健康診査というのがございます。3、4カ月、9カ月とございますので、このところで再診を受けていただけるということでご理解賜りたいと思います。

浅田 清喜委員長

このことにつきましては、次回までにお考えをおまとめいただきたいと存じております。それでは、本日の議題の協議事項第2号の協定項目23-14、生活保護事業につきまして議題とさせていただきます。

事務局、お願いいたします。

伊神 正文事務局課長

次第をはねていただきまして、1ページでございます。

生活保護事業について（協定項目第23-14号）でございます。

調整方針、生活保護事業は、国制度のため現行のまま新市に引き継ぐものとする。その他各種事業の取り扱いについては、一宮市の事業を適用するというところがございます。別表の配付させていただきました生活保護事業の資料をお願い申し上げます。

この中で、2番目の生活保護入浴券理容券交付でございます。これは先にお出しさせていただいたときは、合併時に廃止するというところでご提案申し上げましたが、複数の委員さんから継続という声が上がりました。再度事務方の方で協議させていただきまして、これは合併時に一宮市の事業に合わせるといったことで尾西、木曾川にも広げ、今後も実施してまいりたいということがございますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

浅田 清喜委員長

ただいま事務局から生活保護につきましての説明がございました。ご意見等頂戴いたしたいと思っております。このことは、副委員長から言われましたように広げていくということがございますので、ご意見があるかとは思いませんので、おまとめをさせていただきます。よろしく申し上げますでしょうか。

吉田 勇吉副委員長

私は、特に福祉の関係が、合併によってサービスが低下するのではないかと心配しています。だから、今回資料を出していただいて、平成14年度の実績で7名ということですね。間違いありませんでしょうか。

伊神 正文事務局課長

理容の方、床屋さんが7名でございます。

吉田 勇吉副委員長

一宮市、28万人口の中の7名というのは極めて少数でありますけど、それだけにこれを必要とされておる生活保護者のための理容券。これを切ってもさほどの予算ではない。私はそう考えて、これは将来的にはなくなるであろう。世の中が豊かになって、皆さんが生活保護から離れていかれることを私が望んで、この7名は今しばらく面倒を見てあげた方がいいのではないかと。そう思って継続をお願いいたしました。

以上です。

浅田 清喜委員長

ほかにご意見もないようでありますので、協議事項の第2号の調整方針につきましては、本日の再提案のとおり、承認するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

浅田 清喜委員長

ありがとうございました。

異議なしと認め、協議事項第2号は原案のとおり了承されました。

次に、提案事項に移ります。

それでは、提案事項第8号の協定項目第23-11号、高齢者福祉事業(その2)についてを議題とさせていただきます。

事務局からご報告を求めます。

伊神 正文事務局課長

それでは、次第の2ページをお願い申し上げます。

協議厚生第8号、高齢者福祉事業について(協定項目第23-11号)。高齢者福祉事業(その2)でございます。

調整方針、読ませていただきます。敬老金支給事業については合併時に事業を廃止し、高齢者慰問事業については合併時に一宮市の事業に合わせるというふうに、書かせていただきました。

協議附属資料、高齢者福祉事業(その2)をお願い申し上げます。

1. 敬老金支給事業でございます。これについてはご覧のとおりでございます。一宮市においては実施いたしておりません。尾西市においては80歳、85歳、90歳、95歳と切りのいいところで敬老金が出ているということでございます。木曾川町については、80から84歳まではずっと2,000円ずつ。85歳以上は毎年3,000円ずつということで支給がされております。

調整方針を見ていただきますと、合併時に事業を廃止するというふうにさせていただきます。これについては、愛知県が平成10年まで、80歳から84歳までが5,000円、85歳以上が1万円という敬老金の支給をやっておりました。11年に大幅改正がされまして、その後は88歳、いわゆる米寿の人に対しては1万円、数え100歳について3万円、これを

残すのみということになりまして、あとは廃止になっております。一宮におきましては平成12年、県にならいこの敬老金の支給事業というのを廃止したという経緯がございます。

次に、2の高齢者慰問事業でございます。これは数え100歳、木曽川町においては満95歳となっておりますが、100歳以上の高齢者に対してお祝いの品、あるいは金品を送るといったものでございまして、一宮市を見ていただきますと2万5,000円相当の商品券が配られていると。これは100歳以上でございますので、100歳、101歳、102歳と毎年支給されるというものでございます。

尾西市においては5,000円の記念品とお祝いのお菓子1,500円が出ているということでございまして、尾西市においては2の方に、これは追加として今回資料の再提出をさせていただきましたが、金メダルというのが出ているようでございまして、これは100歳到達者の誕生日に7万円相当の金メダルが送られているということでございます。

木曽川町においては95歳以上の高齢者ですが、4,200円のタオルケットが出ているということでございまして、調整方針を読ませていただきますと、合併時に一宮市の事業に合わせるということでございますので、数え100歳以上の方に対して2万5,000円を毎年出させていたどうかということでございまして、尾西市の金メダルもこれを契機に廃止をさせていただこうということでございます。

考え方といたしまして、こういった廃止させていただく財源を2万5,000円という、尾西や木曽川にとっては少しアップになりますので、そういった商品券の購入に充てさせていただきまして、100歳以上高齢者の方々のお好きなものを買っていただくといった考え方で、この調整をさせていただいたものでございます。

私からは以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

浅田 清喜委員長

ただいま事務局より高齢者福祉事業(その2)についての説明がございました。ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。

吉田 勇吉副委員長

それぞれの市町において、100歳以上の方にお祝いの形がちょっと違うのですが、尾西市の7万円相当の金メダル、私は大変魅力だなと思ってね。頑張って100歳がきたら金メダルを。これは7万円相当ということですので現金にはかわりませんよね。例えば日本銀行が発行した10万円のお札とか、そういうことではないですね。

一宮市は100歳、2万5,000円相当の全国百貨店共通の商品券、私は100歳のおじいちゃん、おばあちゃんが商品券をもらっても、結果的にはよほど健康な方じゃないと百貨店は行けませんよね。そうすると、その家のお嫁さんが、お孫さんが、おばあちゃんのいいもの買ってきますとって半分ぐらい消えるのではないかと、そんな気がしてなるのです。私がもし家のおふくろが100歳なら半分くらいもらってしまうような気がするのですが、本当の話ですよ、これは。

私は、100歳というのはそのご家庭にとったら大変名誉なことでもあるし、宝でもある。

それならば、やっぱり今度37万以上の人口になる、その長のやっぱり色紙とかそういったものを添えて、私はできたら本当に千円札で、同じ2万5,000円出すなら千円札で、孫に1枚ずつ記念に、これはおばあちゃんの100歳の記念にもらったものやで、長く名誉とと思ってしまっておけよとって、その千円札が記念になるのですよ。番号もきちっと入っております。

その商品券というのは、どの百貨店さんにも本当に申し訳ありませんけど、現金でお渡しした方がいいのではないかと思います。そして、私は市長さんだと思いますけど、寿とでも書いて、これからも健康でなお一層長生きをしてほしい、そんな願いを込めた記念方法を今後参考にしてほしい。

今回から一宮市の事業に合わせるといことでありますので、今日の会議のところは私はこれで、特別に今、即変更してくれとは申しません。

以上です。

浅田 清喜委員長

尾西の金メダルも今まで何個やってきましたかね。だんだん長寿社会になりましてから、ちょっとずつ増えてきたのですよね。今までは余りなかった。何年で何個出てますでしょうか。

林 茂治介護分科会長

尾西の福祉課の林と申します。

今まで、平成元年からこの事業を始めまして、現在まで20人の方にお渡ししています。

浅田 清喜委員長

記念になるから金メダルがいいのか、今副委員長言われるように、商品券より千円札の方がいいのか、ちょっとよくわかりませんがね。どうすればいいんでしょうね。皆さんの活発な意見を、少しこのことについていただけませんか。はい、どうぞ。

不破 孝彦委員

私は思うのですけれども、やはりなるべくいただく側に立って考えた場合、そういう形でもらって喜ばれる人と、やはり商品券の方がいいなという人も中にはあろうかと思えますので、二者択一と申しますか、好きな方を選んでくださいというようなやり方もあろうかと思うのですが、いかがでしょうか。

浅田 清喜委員長

金メダルは数えの歳でしたかね、満でしたかね、99歳は満だったらもらえないですよ。そういうことよりも、一宮方式の2万5,000円をずっといただいていた方が.....。

青木 隆子委員

商品券かお金か、その辺はよくちょっとどちらがいいとかということはわかりませんが、これきっと物ではなく市長さんがいらっしゃってくださったということ、その辺がすごくお年寄りの方はうれしいのではないのかなと思うのですけれども。

浅田 清喜委員長

一回も市長についていったことがないのですが、福祉の方、ついていかれるとどうい

反応を示されていますか。

はいどうぞ。

伴 安幸介護副分科会長

一宮市の高年福祉課の伴でございます。

実は先だって、9月末と10月の頭、市長についてお宅を訪問させていただきました。中には、正装してお迎えいただいて、こちらがかえって恐縮いたす場合もございます。毎年数え100歳の方からお邪魔しておりますが、毎年、去年も行った家、あるいはその前から行った家は市長もご老人の顔をよく覚えておりまして、「去年に比べて、また元気でいいね」とかいう声をかけていただく、そういう会話が非常に向こう様としてはありがたいというような状況がございます。

それから、初めてお邪魔するお家については、やはり副委員長のおっしゃったように市の代表の方が見えたということについて、かなり喜んでいらっしゃるという状況はございます。また、中には親戚一同集まっていたいただいて、大勢でお迎えいただいたケースもございますので、ご報告させていただきます。

浅田 清喜委員長

はい、どうぞ。

吉田 勇吉副委員長

高齢福祉課長にお尋ねしますが、例えば一宮市の場合、今年度20数名の対象者があったと思いますが、中にご辞退されたご家庭が何世帯ぐらいありましたか。

伴 安幸介護副分科会長

お答えさせていただきます。

実は、本年度、平成15年度の実績で申し上げますと、対象者は36名いらっしゃいました。ところが、入所とか病弱あるいは単身者ということで、実際お邪魔したのが23名だったと記憶しております。

以上でございます。

浅田 清喜委員長

これは、訪問していただくのに病弱の場合、これ以上顔を見てもらいたくないというご家庭もあるわけですね。私もお見舞いに行こうとしましたら、もう顔を見てもらいたくないと。そういう家庭もあるのですね。これは元気な時のイメージしか私どもは持っておりませんので、どうしても会いたいと言いましても、会わせてもらえないということもあります。なかなかそのところが、この事業では難しいですね。いい知恵ございませんか。

はい、どうぞ。

伴 安幸介護副分科会長

一応、36名様すべての方にご案内は差し上げて、ご希望をお聞きして渡していただいておりますので、市長の訪問しないご家庭あるいは方については、職員がお届けをするということをやっております。お願いいたします。

浅田 清喜委員長

今まで尾西市の場合ですと、100歳まで生きてくださいという励みのためにメダルを出しますからと言いながら、激励をしていたわけですけどね。これでいいのかどうなのかというのは、率直に言って今一宮市の言われますように2万5,000円、101歳、105歳までずっといただくという方がいいような気も実はするわけですよ。これが一番いいという決定事項というのではないようでございますので、各市町でこれはお持ち帰りいただいて、ご討議をいただくということで……。

吉田 勇吉副委員長

これは一宮市の助役さんにちょっとお尋ねしたいのですが、例えば28万人口の対象者で30何名でしたけど、37万ということになりますと、市長さんがそれだけ、100歳お祝いに家庭訪問されるだけの本当に日程がとれるかどうかですけどね。かといって助役さんがかわって100歳のお祝いということになると、100歳の節目は市長さんが見えになったけど、101歳、102歳のときはとても市長さん1人では回り切れないので、ある程度ナンバー2の助役さんも、102歳のときには助役さんが見えになったで、私はそういう方法もある程度、すべて市長さんがということになると、大変な日程を持たざるを得ない。

本当にハードな日程をこなしてもらって全員に渡すということもしなくてはいけないということで、そのあたり助役さんどうでしょうかね。100歳の節目には市長さんがきちっと全部お回りになると。そして101歳からは、市長さんも含めて助役さんが見えになると思いますので、分散してお祝いにつけつくと。そういう方法も今後は一遍検討していただいていいのではないかと思いますけど、どうでしょうか。

山口 善司幹事長

一宮市の助役でございます。

今、吉田副委員長さんからお話ございました。一宮市の場合でいきますと、先ほど高年福祉課長の説明のとおり本年度は36名。これは仮に合併したと、合併するということになれば、人口比でいえば50数名になるのではないかと。50人超えるぐらいかなという想定をいたしております。

あとは50名をすべて市長が回れるかどうかということでございます。現在、一宮市の場合には市長2日間で、回っております。従いまして、とりあえずあと1日弱、2日間でも丸2日ではございません。途中でやはり公務のため、朝だとか夕方時間をとっておりますので、まだあと1日弱ぐらいあれば回れるのではないかとということで、市長もこれについては楽しみにしておりますので、37万規模になっても、まだ可能ではないだろうかというふうに考えております。

どうしてもやはりこれが不可能ということになれば、何らかの形で手分けすることもあり得ますけれども、現状ではまだ対応が可能ではなからうかというふうに考えておるところでございます。

吉田 勇吉副委員長

こちら余分な心配をしたようでありますけど、従来どおりで結構でございますので、丁重にお祝いしていただきたいと思っております。ありがとうございました。

浅田 清喜委員長

はい、どうぞ。

日比野 友治委員

お持ち帰りというような形を先ほど委員長言われたのですが、今ここで結論は出してもいいのですか。

浅田 清喜委員長

やっぱり欠席の方もおみえでございますので、できましたら次回にお願いしたいと思います。問題なのは、金メダルがなかったら一宮に合わせてもらった方が、一番ありがたい制度だなと思っておりますけど。このことがあるものですから、率直に申し上げると私も平成元年のころ、「金メダルぐらいは、生きがい対策で贈れ」と言った張本人でございますので、尾西市から選出された方とも一回このことについてご相談させていただきませんか。3年も4年も、103歳ぐらいまで生きてもらえば、一宮のものがぐっとよくなるわけでございますから。大変恐縮ですけどそういうことでございますので、このことにつきましては持ち帰りをいただきまして。一宮さんはそれでいい、木曾川さんもそれでいいとなりますと、ちょっとやれやれと言った尾西市が、ここでこれをやめるといってやってきたことがおかしくなりますので。調整だけをさせていただきたいと思いますが、持ち帰らせていただいてもよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

浅田 清喜委員長

では、すみません。そのようにさせていただきます。

伊神 正文事務局課長

先ほど私の説明少し落としまして、この高齢者福祉事業というのは(その2)となっております。実は(その1)というのは前回提案させていただいておりますので、(その1)と(その2)を合わせまして、次回11月25日、そのときにご決定をいただきたいということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

浅田 清喜委員長

では、今事務局からありましたように、(その1)、(その2)につきましては次回の小委員会で決定させていただきますので、お持ち帰りをいただきたいと思っております。

続きまして、協議事項第9号の(協定項目第23-12)、児童福祉についてを議題とさせていただきます。

事務局の方からご説明を求めます。どうぞ、事務局。

伊神 正文事務局課長

失礼いたします。

次第の3ページをお願い申し上げます。

協議厚生第9号、児童福祉事業について(協定項目第23-12号)。児童福祉事業でございます。

調整方針を読ませていただきます。

(1) 単独の遺児手当については、合併時に尾西市の制度に統一する。

(2) 子ども会育成事業の連絡協議会については、合併後速やかに統合に向け協議を進め、補助金等についても調整を図ることとする。

恐れ入ります。協議附属資料、児童福祉事業の方をよろしくお願い申し上げます。

はねていただきまして1ページでございます。

遺児手当(単)となっております。これは、実は県の遺児手当というのは別途ございます。これが限度額等ございますけども、お1人4,500円遺児手当が県の方から出ております。それに加えまして、一宮、尾西、木曽川それぞれの市町において、ここに書かれているとおりの額が出ておるわけでございます。

大きな違いを申し上げます。一宮市と尾西市の受給資格といたしまして、母子家庭で18歳に達するまで。木曽川町においては、母子家庭であるだけでなく父子家庭もオーケーでございますが、児童が15歳で打ち切りといったところが受給資格の大きな違いでございます。

それから支給額でございますが、一宮の場合が限度額の中であれば1,500円、その限度額以上で1人1,000円といったことでございますが、尾西市においては所得制限の限度額未満であれば、お1人2,000円ということでございます。木曽川町においては所得制限なしの2,000円といったことでございます。最終的に調整方針を見ていただきますと、尾西市の制度に合わせるといったことで、18歳に達するまでの母子家庭のお子様に対して、所得制限は県の基準でございますけれども、県の基準の所得制限に従いましてお1人2,000円出させていたかどうかということに調整がなされております。

次に、2の遺児入学卒業祝い金でございますが、目的の欄を見ていただきますと、父母の離婚などにより父親と生計をともにしていない児童の母、あるいは母にかわってその児童を養育している人の福祉を図るためといったことございまして、小学校、中学校に入学するとき、あるいはその中学校を卒業するとき。学校の入学、卒業では3回、遺児1人につき1万円ずつ出させていたかどうかというのが一宮の制度でございます。尾西、木曽川にはございませんが、合併時に一宮の事業を広げさせていただこうということでございます。

はねていただきまして、2ページをお願い申し上げます。

3の児童福祉施設歳末慰問でございます。児童福祉施設に入所している児童に対して、歳末慰問金を支給しているといったものでございます。これは一宮市内に住所を有している児童に対して、2,000円でございますが口座振込の形で支給させていただいておるというものでございます。

調整方針を見ていただきますと、合併時に事業を廃止するということにさせていただいております。これは廃止の理由といたしましては、県内同規模近隣14市を調査いたしまして、実施しているのは刈谷市のみということでございました。豊橋、岡崎については中核市になったと同時に廃止されているといったことでございます。

これはそのほかの理由といたしましては、一宮市内に住所を有している児童のみが2,00

0円もらえるのであって、尾西市、木曾川町、あるいは県外に住所を有する児童さんについては、一宮しかやっていないものですから2,000円が配られないといったことでありまして、入所者間の不均衡もちょっと問題かなといったこともございまして、今回これは廃止させていただこうということで調整がなされております。

そのかわりといっちは何でございまして、4の児童保護施設措置児給付金でございまして、児童福祉施設に入所している児童にかかわる児童措置費負担の軽減を図るため、納付義務者に対して給付金を支給するといったものでございまして。

この給付の額については、3の給付金の額のところを見ていただきますと、知的障害児施設に入所している人に対しては、納付済み月額が1,000円以上の場合は納付済み月額に0.3を乗じた額、ただしその額が1,000円未満の場合は1,000円ということでございまして、仮にこの納付済み月額が4,000円といたしますと掛ける0.3で1,200円支給されるということでございまして、3,000円ならば0.3掛けて900円になるんですが、切り上げて1,000円を支給するといった考え方でございまして。

上記以外の施設といたしまして、肢体不自由施設とか児童擁護施設がございまして、これらの施設に入所してみえる方は、納付済み月額が1,000円以上の場合は1,000円、それ以下の場合は当該月額といったことでございまして。こちらの方はこのまま一宮市の事業に合わせ、2市1町とも継続させていただこうというものでございまして。

次に、5の放課後児童健全育成でございまして、目的といたしましては、昼間保護者のいない家庭の小学校低学年の児童に保育施設を提供し、家庭的な明るい環境の中で児童を心身ともに健やかに育成するといった目的でなされておるものでございまして、一宮市において16児童館、13児童クラブ、尾西市においては5児童館、1児童クラブ、木曾川町においては3児童館といったことで、同じようになされているものであります。

最終的に調整方針はどうかと見ていただきますと、開設曜日が月曜から土曜ということでございまして、これは一宮がやっている制度でございまして、一番長い期間、終日やらせていただいて、日曜日を除いて月から土曜日まで預らせていただくということでございまして。

それから、保育時間についてはここに書かれているとおりでございまして、これは2市1町の最大の時間数をとらせていただいております。一番早く、あるいは一番遅くということで、時間設定がなされております。

これについては以上でございまして。

はねていただきまして、6の子ども会育成事業でございまして。それぞれの市町において子ども会があり、またそれを束ねる育成連絡協議会というものがございまして。それぞれ市町においていろんな事業をやっておみえになります。この育成連絡協議会あるいは個々の子ども会に対して補助金、あるいは委託金が出ております。この金額もそれぞれ2市1町で一様ではございませんし、出し方も一様ではございません。

調整方針を見ていただきますと、連絡協議会については合併後速やかに統合に向け協議を進め、補助金等についても調整を図ることとするとさせていただいております。合併時

までに調整は難しゅうございますので、しばらく合併後お時間を頂戴して調整を図らせていただきたいというものでございます。

5 ページにおいては先進事例を書かせていただいております。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

浅田 清喜委員長

ただいま事務局より、児童福祉についての説明がございました。ご意見、ご質問等がございましたらお受けさせていただきます。

はい、どうぞ。

吉田 勇吉副委員長

すみません、ちょっとお尋ねしますけど、子ども会育成事業ですけど、「協議会については合併後速やかに統合に向け協議を進め」と、「補助金等についても調整を図ること」という方針でありますけど。私はそれぞれの子ども会行事というのは、やはり子どもたちが長年馴染んできたそのまのさまざまな事業を楽しみにしておる子どもも随分多い。そしてまた、将来ともそうあるであろうと子どもたちは思っていると思いますけれど、別に予算的に大きな大差がなければ、一宮市、尾西市、木曽川町がそれぞれの子どもの健やかな成長を図るために、もっと内容的に充実をする方法を増やすことは結構ですけど、今ある行事を削ってこれはこうした方がいい。例えば3つあるものを2つに絞って1つは廃止しようとか、そういう見直しだけはやめてほしいと思います。

子ども会の皆さんがボランティアで一所懸命子どもの面倒を見ているのですよ。それを統合するといっても、それぞれの市町の文化は違うので、やっぱり子どもたちが惑わないような統合調整をできるだけ残すような形で進めてほしいと思います。何か意見があったら。

浅田 清喜委員長

ありますか。これは私も副委員長と一緒になんですよね。文化の違いというのはありますけど、特に少子化対策を入れていこうと思いますと、25、26日お祭りをやりましたけど、それなりの文化を育てていこうという気持ちがあるわけですよね。補助金の統一なんていうことは、当然できないのではないかなという気がしますね。ご意見がありましたら、事務局の方で、どういうこの調整方針の中でもどこを意図としてみえるか。お聞かせ願いたい。

はい、どうぞ。

伊神 正文事務局課長

調整方針の統合というのは、それぞれ単位子ども会があり、その上の方に上部組織としまして、例えば一宮市であれば一宮市児童育成連絡協議会、尾西市であれば子ども会育成連絡協議会というのがございます。この連絡協議会は合併後に統合させていただこうというものでございます。単位子ども会は、これはそれぞれの単位でございますので、これを統合云々ということは考えてございません。

ただ、補助金等についてはそれぞれ額が書いてございますがそれぞれ違いますし、ある

いは単位子ども会に対する補助金、補助額も違っておりますし、その積算基礎も違っておりますので、これは統一を図っていくべきであろうというふうに考えております。これは合併後速やかに統合を図ってまいりたいということでございますので、よろしく願い申し上げます。

日比野 友治委員

実はこの子ども会行事について、木曽川町はもちろんな長年の実績でいるんな行事を積み重ねておりますので、当然のことながら補助金というやつは子ども会の唯一の収入源ですので、これが入るという前提のもとに行事の方組んでおりますので、いきなり変更されると子ども会の組織そのものが、なかなかうまくいかない気がちょっといたします。

それから、木曽川町の場合はキャンプという目標に向かって随分前から子どもたちを育てておりますので、補助金がそれ以下に削られると非常に運営そのものが難しくなるのではないかという危惧を持っておりますので。できるだけ子どもを育てるという意味から、個々の事情に合わせた再編をされるように希望しておきます。

浅田 清喜委員長

はい、どうぞ。

伊神 正文事務局課長

今、日比野委員さんの方からの発言、それから先ほどの吉田副委員長さんからの発言がございました。もとよりこの子ども会あるいは連絡協議会の事業というのは、長年それぞれの市町において営々と築かれた歴史があり、合併だからといって一朝一夕でこれを廃してしまうといったことがなされるべきではないと考えております。

しかしながら、先ほど申しましたように子ども会ともいえ民間の任意の団体でございますので、自治体が合併するからあなたたちもすぐというわけにもなかなかまいりませんので、少しお時間を頂戴させていただくこととなりますけれども、今お2人の委員さんのおっしゃった意見を十分踏まえながら、合併時に今まで育てられた事業等を軽々に廃することなく、2年か3年かわかりませんが時間もかけて調整をして、統合してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

浅田 清喜委員長

これはいいですね。例えば連絡協議会なんかは統一をされましても、かねての運動というのは思い切りやっていただければいいわけですよ。それでずっと長年かけて、子ども会の連絡協議会になってやはり論議をしながら、行事は別、組織はこういうふうに統一していこうということを、今事務局課長が言われたような形で進めてもらえば、そう大きな混乱は起きてこないだろうと。これは、文化を育ててきている子どもたちの活動というのは、やはり私たちも支援をしていくという立場での調整方針を今後出していかれた方がいいなという気もしておりますが、ほかの意見ありますか。

はい、どうぞ。

栃倉 勲委員

今の子ども会育成事業の補助金の方を少し見させていただいているのですけれども、一

宮で実は私の住んでいる地区というのは子ども会の児童の数がかなり少ないということで、8人から10人ぐらい多分当たるのでしょうか。子ども会としては最少単位で、補助金というのは今回初めて資料見させていただいたのですが、7,500円。それが、尾西市さんや木曽川町さんに同じ人数で補助金の方を見ると、一宮より多いということがよくわかりますので。

先ほどよりおっしゃってみえた組織の統合であるとか、そういうことは当然今後合併すれば行われると思うのですが、その部分は異存ございませんが。補助金については合併協議会の中で行われるものについては、ほとんどが一番3つの中でいいところを基準にしてやっていくということを念頭に置いて、すり合わされているような気がしますので。もしそういうことがあるのであれば、補助金の方もいいものを使っていただくと、これは私の住んでいる地域の子どもにとっては、少しでも多い補助をいただけると。資源回収等々で集まるごみというの、家屋数が少ないとやはり微々たるものですので、そういう部分も踏まえてこの辺も今後先々になると思うのですが、調整いただけたらと思います。

山口 善司幹事長

今の子ども会の関係でございます。少し補足をさせていただきますと、多分木曽川さんも尾西さんも同じだろうと思うのですが、一宮市のケースで言えば、児童育成連絡協議会においては、下にあります4の事業内容、全市的な事業を行うのが児童育成連絡協議会と。これが、やはり合併すれば一本化して2市1町共同で子ども会の事業をやると。各子ども会につきましては、今までやはり子ども会ごとにいろいろと考えて事業をやっておみえになっておりますので、これは十分尊重していくということになります。

それから、各子ども会の補助金につきましては、やはり一宮市が一番低いということでございます。これはやはりある程度考えていかなければならない。具体的に幾らにするかということは、現段階では決まっておりません。やはりこれよりはよくなるような形で考えていかなければならないと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

浅田 清喜委員長

今、助役さんの方からありましたように、当然上の方の組織は統一をしていかなければおかしくなってしまうけど、事業につきましてはやはり今までの生かされたこと、横並びにこう見まして、こっちだけが低いなんていうのもまたこれも不自然でございますので、そのことにつきましては将来担ってくれる子ども会でございますので、よくその辺事務局の方も調整方針の中で言われた意味を考えて、合併後も高い見地からひとつご研究をいただきたいということを思いますが、ほかないですか。

ほかにご意見もないようでございますので、お持ち帰りいただきまして、次回までにお考えをおまとめいただきたいと存じます。

1時間になりまして、休憩はようございますでしょうか。

ちょっと保育事業が長くなると思いますので、10分間トイレ休憩させていただきます。

午後 3 時 0 0 分 休憩

午後 3 時 1 0 分 再開

浅田 清喜委員長

大変恐縮ですけど時間になりましたので、休憩前に戻しまして、会議を開かせていただきます。

続きまして、協議事項第10号の協定項目第23 - 13号の保育事業につきまして議題とさせていただきます。

事務局から説明を求めます。

伊神 正文事務局課長

次第の4ページ、協議厚生第10号、保育事業について（協定項目第23 - 13号）。

調整方針を読ませていただきます。

（1）保育料については、一宮市の保育料に合わせる。ただし、木曽川町については経過措置として17年度から19年度にかけての3年間で階層間の増額分を段階的に調整する。

（2）保育時間については、市民サービスの観点から公立の保育所について尾西市、木曽川町の保育時間を見直し、一宮市の事業に合わせる。

恐れ入ります。協議附属資料、保育事業の方をよろしくお願い申し上げます。

はねていただきまして、1ページでございます。

1. 保育所でございます。一番頭に保育所の数及び定員が書かれております。一宮市が公立35カ所、私立12カ所、尾西市が公立11カ所、私立1カ所、木曽川町が公立8カ所となっております。

保育料については、別途資料でまた後からご説明申し上げます。

3の保育時間でございます。この見方といたしまして、例えば一宮の欄で見ますと公立12カ所、公立23カ所と二段書きになっておりまして、尾西市、木曽川町についても同様の書きぶりになっております。これは、原則上段の方は延長保育をしている保育所の時間というふうに見ていただきたいと思っております。下段の方が延長保育をやっていないということになってまいりますが、この延長保育についても若干市町によって定義が違っております。

一宮市の場合においては、午後6時から午後7時までが延長保育の時間帯としての定義でございます。ところが尾西市においては、午後5時から7時までが延長保育の時間というふうなとらえ方をいたしております。木曽川町においては、5時15分から6時30分というのが延長時間という定義でございまして、それを見ていただきますと、例えば尾西の公立7カ所、下段の方でございますが、月曜日から金曜日、7時半から18時となっておりますけれども、この18時についても例えば一宮であれば延長保育ではないのですが、尾西においては1時間の延長保育という考え方をとっておるものであります。

調整方針を見ていただきますと、全体は合併時に一宮市の事業に合わせるというふうになっておりますが、1の保育料についてはまた後ほど説明申し上げます、2の保育時間については一宮市の制度に合わせるということになって、書いてございます。このとおりでござ

ざいまして、一宮市の例えば公立12カ所、月曜日から金曜日、7時半から19時、土曜日が7時半から17時、公立の23カ所が月曜日から金曜日、8時から18時、土曜日が8時から13時、この時間に合わせさせていただこうというものでございます。

そうしますと、尾西市の公立7カ所、4カ所もそうでございますが、7時半からという時間になっておまして、30分繰り上がってしまうということになっておりますが、この公立7カ所の7時半については、今のところ調査させていただいたところほとんどご利用がないということでございまして、大きな影響はなかろうかなということに考えております。

次に、入所基準でございますが、一宮と木曽川については1から8まで同様でございますが、尾西市が6項目ということでございます。これも一宮、木曽川に合わせるということでございますので、より条件としては緩くなるといったことが言えるかと思えます。

次に、5の延長保育でございますが、延長保育は今申しましたように、それぞれの2市1町で幾ばくかの園やっておりますが、利用料といたしましては一宮が利用1回につき100円、これはおやつのお金といった考え方のございまして、1回100円いただいております。尾西市においては、先ほど申しました延長保育の考え方が17時からでございますので、17時から18時までは月額2,000円、19時までが3,000円ということでございます。これは1回でも10回でも2,000円、3,000円といったことでございます。木曽川町においては尾西と同じ考え方で、月額1,000円ということになっております。

調整方針は一宮に合わせるということですので、1回100円ということにさせていただこうということでございます。

次に、徴収方法でございますが、尾西市のみが集金袋でございますが、一宮、木曽川同様口座振込でお願いしたいということになっております。

それで保育料でございますが、はねていただきまして4ページ、5ページ、6ページをお願い申し上げます。

ここに順に一宮、尾西、木曽川町の保育料を掲載させていただいております。細かい資料ですのでなかなか見にくくございますけれども、この2市1町の保育料はそれぞれ独自と申しますか、一様ではございません。例えば尾西と木曽川には固定資産割がありますが、一宮ではございません。

また、料金階層を区分する税金についても、一宮と木曽川が所得税であるのですが、尾西市においては市民税が対象となっているということでございます。また、その階層区分も一宮が19階層、尾西が10階層、木曽川が14階層ということで、これもまちまちでございます。

さて、これをどのように調整するかということでございますが、7ページ、8ページをお願い申し上げます。

今見ていただいたように、3つの表は一様ではございませんので、単純比較ができません。それで、7ページ、8ページにおいて例1から例6までを挙げさせていただきまして、このケースの場合は一体保育料はそれぞれの市町で幾らなんだといった例示を挙げさせて

いただきました。

その中ですみません。またちょっと誤りがございますので、訂正の方お願い申し上げたいと思います。例1、例2、例4、例5でございますが、一緒でございますので、例えば例1のところでは計算根拠のところでは、給与所得426万、配偶者控除つらつらと下にございますが、下に差し引き245万円となっております。これは差し引きではございませんので、控除の合計額といったことでご訂正の方、お願い申し上げたいと思います。これが例1、例2、例4、例5すべて控除の合計額ということで、ご訂正の方お願い申し上げたいと思います。

ここが違っていても、それぞれの左の方に書いてあります一宮市、尾西市、木曾川町の保育料の基準は、これは掲載にミスはございませんので、これは正解でございます。これを例1から例6まで見ていただきますと、一様に言えるのは尾西市が高く、木曾川町が低いということが言えると思います。ただ、例外といたしまして例3を見ていただきますと、一宮市が8,400円、木曾川町が9,340円ということで、これのみが一宮市が一番安いというふうなことになっております。

そもそもこの保育料というのは、国が徴収の基準額といったものを定めております。そのままの額をいただきますと、かなりご父兄にとっては負担の大きな額になってまいりますので、いってみれば公費、税金を投入いたしまして各市町、低く抑えているというのが現状でございます。これをちょっと難しい言葉で、弾力徴収率といった言葉を使って表しているようでございますが、例えば一宮市の弾力徴収率は61.5%、尾西市が70.2%、木曾川町が48.1%という数値になっておりまして、逆に言いますと一宮の場合でございますが、100引く61.5、38.5%、税金を投入しているとお考えください。尾西の場合が29.8%、木曾川町の場合が51.9%ということでございまして、木曾川町が安いのは5割ちょっと、半分以上税金を投入してご父兄の、保護者の負担を軽くしているといったことがここでおわかりいただけるかと思えます。

この弾力徴収率を県内の他都市で比較させていただきますと、実は尾西市は県内の市の中でトップでございます。一番高いとって間違いございません。一宮市はどうだといえますと、これは県内の32の都市の中で13番目、真ん中あたりかなといったことが言えるかと思えます。一方、木曾川町は県内の町村の比較はちょっとできておりませんが、尾張の14町の中では祖父江町、扶桑町に次いで下から3番目に安い。下から3番目にたくさん税金を投入しるといってもいいかと思えますが。そういったことで、保育料が定められているということでございます。

今こういった現状でおわかりいただいたと思いますが、さて、どこにこの保育料を合わせるのかといった問題になってまいります。これを仮に尾西市の基準に合わせさせていただきますと、これは保護者負担が一様に大幅に増え、ご理解がいただけないだろうと。また、木曾川町に合わせさせていただきますと、これも行政負担が大幅に増え、このままの保育料がこれからもずっと継続できるかというのは甚だ疑問になってくるということになってまいります。

こうなってくると、あとは一宮に合わせるかという話になってまいります、一宮の料金は先ほど申しましたように、県内の市においても中間レベルであるということと、先ほど例3で見ていただいたように、低所得者層に手厚い体系になっているといったことになっておりまして、この2点をもちまして一宮の料金体系に合わせさせていただきたいということでございます。尾西市は先ほど申しましたように、一様に高いものですから、合併時と同時に一宮の基準に下げさせていただこうということでございます。

木曽川をじゃどうするのか、いったことでございますが、先ほどご説明させていただいたように階層別で一宮が19階層、木曽川町が14階層となっております。この木曽川町の14階層を所得税の課税区分と対比させながら、要は14を19にぐっと引き延ばすといったふうに理解いただければと思いますが、19階層に再分類させていただきまして、一宮の基準に合わせるといった方式をとらせていただきました。

低所得者層の基準額で、一宮市が下回る場合は一宮市を基準とさせていただいて、木曽川町が上回る場合は17年度から3年度かけて徐々に保育料を上げさせていただいて、20年度に一宮市の基準に統一するといった考え方で調整を図らせていただこうというものでございます。

先ほど申しました一宮の19階層、木曽川の14階層をどのように分類したかと言いますと、少し例でご説明したいと思えます。恐れ入ります。4ページの一宮の表を見ていただきますと、上から真ん中辺のところにD4というのがございます。所得税が1万7,000円以上5万円未満の世帯となっております、ここで4歳以上児を見ていただきますと、1万6,600円の欄がございます。木曽川町を見ていただきますと、4歳児ですから一番下の表になりますね。ここのD4で区分されている一宮の1万7,000円、5万円の欄はどこに当てはまるかと言いますと、木曽川町が一番下で見ますとD2、D3、1万5,000円以上3万円未満と、3万円以上6万円未満、ここががちりじゃないのですけども、ここが当てはまるであろうということでございます。木曽川町においては固定資産割がございますので、このD2を9,640円、9,880円と、また右にありますこれはD3の1万2,060円、1万2,260円この合わせて8つの金額を足して8で割った金額、これを一宮のD4、1万6,600円と対比させていただくといった格好で、調整をとらせていただきました。

その今の8つを足して、8で割った平均が1万1,750円と出てまいります。1万1,750円と一宮のD4の1万6,600円、この差が4,850円となってまいりますので、この4,850円を0.5掛けさせていただきまして2,425円、切り上げて2,430円でしょうか。これを1万1,750円に足させていただきまして、恐れ入ります。11ページをお願い申し上げます。

4歳以上児の料金表がございますが、ここのD4を見ていただきますと、一宮市階層1万6,600円となっておりますが、その右は木曽川の例でございます。17年度(案)というところ、すぐ隣でございます。1万4,600円となっております。先ほどの計算式で出したのが1万4,600円となっております。ですから、17年度は一宮市よりも2,000円安いところでもあります。

18年度においては、それをまた1,000円加えさせていただいて、1万5,600円にさせてい

ただ、19年度はまた500円足させていただいて、1万6,100円とさせていただきます、最終的に20年度で一宮の1万6,600円に合わせさせていただきますというのが、我々が考えましたその調整の案でございます。ちょっと複雑でおわかりいただいたかどうか自信がございませんけども、一応保育料の説明は以上で終わらせていただきたいと思います。

戻っていただきまして、2ページをお願い申し上げます。

乳児保育事業でございます。乳児保育は、それぞれ預からせていただく児童さんの月数がそれぞれ違っておりまして、一宮が公立の欄見させていただきますと、10カ月の子どもさんから預かっているのが24カ所。尾西市が6カ月以上児より5カ所。木曽川町が8カ月以上児より1カ所となっております。実は木曽川町さんにおいては、平成16年よりこの8カ月以上児が6カ月から預かれるということになっておるようでございます。

結論を申し上げますと、調整方針見させていただきますが、一宮で24カ所のうち2カ所を6カ月児から預からせていただくということにさせていただきますと、6カ月以上児は合計2カ所プラス5カ所プラス1カ所ということで、8カ所ということで調整をさせていただこうということでございます。もちろん一宮の24引く2の22カ所は、10カ月以上児を従前どおり預からせていただくということでございます。

なお、一宮の私立ではこのように産休明け児、あるいは4カ月児、それぞれの園でこのような体制で乳児保育をやっておみえになります。

次に、3の一時保育事業でございます。これは一宮と木曽川はやっておりますが、調整方針見させていただきますと一宮市の制度に合わせるということでございまして、尾西市も広げるとございまして。ただし、尾西市の園といたしましては、とりあえず1園を考えております。ですから、一時保育を合併後行える保育園は一宮で4カ所、尾西の1カ所、木曽川の1カ所ということで、合計6カ所となっております。この利用料につきましても4歳以上児700円、3歳児800円、3歳未満児1,800円ということで、一宮の料金に合わせさせていただきますとこのものでございます。

次に、4の障害児保育事業でございます。申し訳ありません。これが追加になりましたので、資料の差しかえをお願いいたしました。

障害児保育事業といたしましては、2市1町とも3歳以上児で中軽度までの障害児を預からせていただくということでやっております。一宮が公立7園、私立も7園やっております。それから、尾西市が中軽度と分けてございまして、中軽度については2園、それから木曽川町が1園となっております。調整方針を見させていただきますと一定期間内に調整させていただきたいということでございます。

この障害児を預からせいただくかどうかという判断は、それぞれの市町で、例えば一宮市の場合でしたら障害児保育審議会、尾西市におけば入退所審査委員会、木曽川町でいえば障害児保育指導委員会というところで審査して決定をするということでございます。この審査会、委員会というのは当然合併後統合、一本化していくといったことになるかと思っておりますが、それぞれの今市町で判断をしてみえるその入所基準が一樣ではないということになっておりますので、この統一を図る必要があるということをもちまして、合併時まで

に少し調整が難しいということでございます。合併後できるだけ速やかに、3年間となっておりますができるだけ速やかにその基準を統一して、合併後の調整を図ってまいりたいということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

少し長くなりましたが、私からの説明は以上でございます。

浅田 清喜委員長

ありがとうございました。ただいま事務局より保育事業についての説明がございました。ご意見、ご質問をお受けしたいと思えます。

吉田 勇吉副委員長

保育料については、一宮市は木曾川よりは高いですけど、木曾川もまたちょっとこれではやはり一般税を投入しての保育だろうと思えますけど、ここは木曾川さんは相当またいろいろつらい思いをされると思えますけど。

例えば例3を教えていただきたいのですが、一宮市基準で8,400円、尾西市が1万9,000円、木曾川町基準が9,340円。例えば一宮市で例を挙げると、この基準にはまる園児数は何人ぐらいが対象者でしょうか。すぐわからなかったらまた後日で結構ですけど、大体私が今見ておまして、余りにも格差があるということで、今大変自営業の方は社会情勢の厳しい状況の中で、申告はゼロと。しかし、生活はここにあると。そういう中で、非課税対象者であろうと思えますけど、何人ぐらいの子どもさんが対象になるか、その金額がね。ということをお話していただきたいのですが、わからなかったらこの場では結構ですけど。

伊神 正文事務局課長

申し訳ありません。資料、今日持ち合わせておりませんので、次回ご報告させていただきます。

浅田 清喜委員長

一宮、尾西、木曾川とも園児1人当たりの超過負担、それを教えていただけませんか。園児1人当たりの税の持ち出しですね。尾西は38万から40何万でしたね。一宮さんなんか余計持ち出してみえる、木曾川さんはもっと持ち出してみえるということなのですが、園児1人当たりの超過負担の金額を教えてください。

吉田 勇吉副委員長

これは私も、いつも厚生委員会で子育て支援課長に聞いているのですが、18段階に分かれているということで、どの段階が幾ら、例えば各段階的に持ち出しを出せということになると、一覧表があれば一番いいですけど、その項の平均的な持ち出しはという話なら、私もいつも尋ねているのですが、逆に聞いてみたい。

浅野 三男一宮市市民福祉部子育て支援課長

すみません。ちょっと資料を持ち合わせておりませんのでわかりませんが、一宮市の場合どちらかというと保育料、割と中間層の人数が多くて、持ち出し金額が多い形になっております。

吉田 勇吉副委員長

具体的に幾らぐらいになるか、ちょっと説明してもらった方がいいんですけど。

浅野 三男一宮市市民福祉部子育て支援課長

いわゆる平均補助単価でございますけど、3歳以上の場合ですと約3万2,320円、そのうちの保護者の負担が大体1万4,500円ぐらい。それから市の負担の持ち出しが9,400円ぐらい。合計で市と保護者の負担が2万3,000円ぐらいと。残りの差額は一応補助という格好で、国、県の持ち出しというのがございます。

浅田 清喜委員長

尾西も教えてください。はい、どうぞ。

柴垣 修尾西市市民福祉部長

すみません。今日こういう予定をしてなかったものですから、超過負担の資料は持ってありません。それで先ほど浅田委員長さんがおっしゃったように、30万円台の後半ぐらいだったとは記憶をしております。これも同じように、保育園の総事業費から保護者負担を引きまして、それ以降国、県の補助等を差し引きしたものを1人当たり置きかえますと、先ほどの金額になったというようなことでございます。

浅田 清喜委員長

なぜそういうことを聞くかと言いますと、これは昔でいう厚生省の弾力徴収表を一宮さんはまじめに倣っておりますが。尾西市はなぜ固定資産税を入れたかと言いますと、当時3,000坪もあるような大きな屋敷の子どもが、弾力徴収表でいきますと、一番安い保育料で、35坪か40坪の分譲住宅を買っている子どもの保育料がぐっと高くなってきまして、かなり議会で問題になりまして、これは弾力徴収表というものよりも尾西市独特の徴収表をつくらうとってつくって、固定資産税を入れたのです。そのことが、今になってみますと、少し歪んできているという感じがするものですから、これはどこでも一宮でも、木曽川でも、尾西市でも、今私どもの特徴を言いましたように、保育料にかかる1年間の総額があって、そして徴収をしているお金と補助金を引けば持ち出し金というのは自ずから出てくるわけです。

だから、本当に子どもが今考えてみますと、あの当時クラウンに乗って、立派なお家に住んでいる人が保育料が一番安い。40坪のところに分譲住宅を買っている人が一番高いということで、それは不公平じゃないかというのがことの始まりだったんですけど。こういう合併を機にして、やはり本来からいけば、弾力徴収表に基づいた徴収をしていくのが、今考えてみると正しいことだなと思っておりますので、持ち出しは幾らですかお聞きしました。木曽川さんは税金の額の方が3倍ぐらい増えている持ち出しになっておるような、この金額からいきまして70%と、木曽川町さんは48%でしょ。そのところの資料をここで教えただくとありがたいと思います。

ほかに何かありましたらどうぞ。

日比野 友治委員

これ保育料に関しては、木曽川町はこれを売りとしてやっておりますので、いろいろな市、町も特徴をどっかで表さないと、平均的な市町になってまいりますので、これはこれ

でやむを得んと思いますけど。合併する以上はなるべく痛みが一遍に住民かからないように調整をされまして、適正な徴収表の金額に合わせていただきたいと思います。

浅田 清喜委員長

保育料というのは首長の政治判断です。裁量権ですよ。木曽川の町長は思い切った裁量をしてみえる。園児、父兄にとって一番ありがたいでしょうね。

ございませんか。はい、どうぞ。

栃倉 勲委員

すみません。先ほどの計算のところで、ちょっと私聞き逃したと思いますので、再度教えてください。6ページなのですが、木曽川町さんの1万5,000円以上、6万円未満のところの8個の数字を足して、8で割って1万1,750円と4ページの1万6,600円の差が4,850円を、0.5で半分にしたということですが、半分にしたという根拠というのがちょっと私聞いていなかったように思うのですが。単純に割ったやつを足して、それを3年間で段階的に調整していくという、この半分に割ったということがどういう意味なのか、ちょっと教えていただけませんかでしょうか。

伊神 正文事務局課長

大変失礼いたしました。その件については私申し上げておりません。

今、委員さんおっしゃった1万6,600円と1万1,750円の差額4,850円を2分の1というふうに申し上げたのは、半分は行政の方で負担させていただこうと。半分は住民の皆さんに負担していただきたいということで、2分の1をこの計算式に掲げさせていただいたということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

浅田 清喜委員長

どうでしょうか。尾西市はもう余り言うことないのですよ。これでやってもらったら。木曽川さんに申し訳ないと思うわけですけど。税金は平等にとってみえるわけですから。

どうでしょうか。今、段階的に木曽川さんは本当にご迷惑かもしれませんが、3年かけて痛みを少しずつ、受けていただいて一宮さんのように合わせていただく。もうこれは尾西の人は何も言いません。これは早く合併しなくてはいけないということじゃないだろうか。

青木 隆子委員

尾西の場合、保育料が第1子、第2子、同時に保育園に通っている場合、第2子が半額ですけれども、その制度というのも皆同じで引き継がれていくわけですか。

浅田 清喜委員長

どうですか。はい、どうぞ。

浅野 三男一宮市市民福祉部子育て支援課長

第1子目は一応全額、第2子目は2分の1を、そして第3子目は一宮市の場合、一応無料ということで、やっております。多分1子、2子是一緒だと思います。3子目の取り扱いが若干尾西市さんと木曽川町さんと違うということじゃないでしょうか。

青木 隆子委員

これは統一はされないのですか。

浅田 清喜委員長

統一はどうか。一宮市に合わせるということですね。

浅野 三男一宮市市民福祉部子育て支援課長

一宮市の保育料に合わせるということですから、最終的には一応一宮の3子目につきましては無料ということで。現在、3子目は10分の1の保育料、尾西市さん、木曾川町さんはいただいていると思います。

栃倉 勲委員

今、3子目の無料という話ですけど、ちょっとすみません。4ページの一番下の表の説明を再度していただけませんか。これは2人以上の児童が入所している場合の保育料の負担ということで、多分ここにかかわってくると思うのですが。ここの部分を再度説明していただいて、2子目、3子目、それ以上という話をお聞かせいただきたいと思いますが。

浅野 三男一宮市市民福祉部子育て支援課長

いわゆる保育園へ同じ時期に3人通ってみえる方のケースでございますけど、1人目からの保育料は一応100%いただく。それから、2人目の保育料から2分の1の保育料の負担で結構です。3人目につきましては、原則10分の1の負担でございますけど、一応一宮の場合ですと3人以上の世帯につきましては、2人分以外の保育料は無料ということで、3人目以降の保育料を無料としている。

減免申請出していただいた方につきましては、一応このようにやっております。

浅田 清喜委員長

ちょっとだけ今調整していますから、暫時休憩します。

午後3時45分 休憩

午後3時47分 再開

浅田 清喜委員長

では、休憩前に引き続き、ようございますか、先ほどの答弁で。どうぞ。

山口 善司幹事長

今、担当の方、ちょっと説明不足があったと思います。もうちょっと細かく説明させていただきますと、4ページをお願いいたします。

4ページの欄外、下の欄がございます。これは一宮市のケースでございます。同一世帯から2人以上の児童が入所している場合の入所負担金という表がございます。このB1からD5階層に属する世帯で、これは一番年上の児童が1人目でございますね。一番年上の方が上の区分を適用しますよと。A以外の児童のうち、徴収基準額の低い児童、この方は2人目ですから2分の1にしますよと。3人目は一番下の方、アスタリスクがありますが、入所児童3人以上の世帯が減免申請することによって、2人分以外の保育料が無料になりますという、一宮市の場合3人目をここで無料にしているわけですね。

次に、尾西市さんの場合、5ページの欄外にございますが、(注)にございます。同一

世帯から2人以上の児童が入园している場合は、保育料は年齢の高い順に1人目はその保育料の全額、2人目は2分の1ということでございます。3人目は10分の1ということですね。もう少しわかりやすい言葉で言いますと、ご承知の保育料というのは、年齢が高いほど安い。それが乳児でありますと例えば乳児3人に対して保育士が1人。4歳以上ですと基準でいえば30人に対して1人ということ、1人で保育士を見る児童数が多くなりますから、高年齢ほど保育料が安いということ。

仮に2人みえる場合は、尾西市さんの場合は保育料が高い方が2分の1になりますよと。一宮市の場合は、この世帯の区分によってそれが変わってくるということでございます。

次に、6ページを見ていただければ、木曽川町さんのケースでございます。これでいきますと、備考欄の2、2人以上お見えの場合BからD4階層までは、最も徴収基準額が低い児童には規定額、それから次に低い児童は半額ですから2分の1。この2分の1という規定は同じでございますけれども、中にちょっと差がありますよと。基本的には一宮と木曽川は同じ考え方です。階層区分は違いますけれども、所得が高い方と低い方、一定のランクの中で考え方が同じ2分の1と。それで3人目は10分の1ということでございます。

従いまして、一宮市に合わせるとということでございますから、一宮市の制度になるということでございます。

浅田 清喜委員長

ようございますか。

熱心にご議論いただいておりますが、ほかにご意見もないようでございますので、お持ち帰りのうえ、次回までにお考えをまとめていただきたいと思いますが、ようございませうでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

浅田 清喜委員長

じゃそのようにさせていただきます。

続きまして、次第第3、その他に入ります。

事務局より説明を求めます。はい、どうぞ。

森 輝義事務局長

それでは5ページ、資料5をご覧くださいと思います。その他につきまして、ご説明を申し上げます。

次回「第4回厚生小委員会」は、平成15年11月25日火曜日の午後2時からこの場所、尾西市役所2階大会議室を予定しております。また改めて文書でご案内申し上げますので、よろしく願いいたします。

その他につきましては、以上でございます。

浅田 清喜委員長

ただいま事務局の方から申し上げましたように、11月25日火曜日14時からこの場所をお願いをさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

本日予定をしております議題は以上でございます。ご熱心なご討議をいただきましたこ

と、心から感謝を申し上げ、終わらせていただきます。ありがとうございました。

午後 3 時 5 2 分 閉会

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 1 5 年 1 1 月 1 4 日

会議録署名委員 浅 田 清 喜 (白 署)